異 動 届 の 書 き 方

≪記入例≫　転勤した時

年税額　54,700円

月	割 額	
6月分	5,200円	嘉手納工房で10月分まで徴収済 金額23,200円
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	嘉手納設計で11月分から徴収 金額31,500円
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。　　右の※印の欄には記入しないでください。

※CD		
※処理日	現年度	
	新年度	
	両年度	

平成28年11月2日
嘉手納
市町村長殿

給与支払者(特別徴収義務者)

住所(居所)又は所在地	郵便番号 904-0204	嘉手納町字水釜○○番地
フリガナ		カデナコウボウ
名称		株式会社　嘉手納工房　(印)
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

特別徴収義務者指定番号	0010000111
宛名番号(注1)	00001

連絡者

係	人事課
氏名	嘉手納　一郎
TEL	(　098　)　956-1111　(内線　)

給与所得者(異動者)

フリガナ	カデナ　サブロウ	生年月日
氏名	嘉手納　三郎	S41.7.27
受給者番号		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
1月1日現在の住所	嘉手納町字嘉手納□□□番地	
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所	
	同　上	

(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)
	6 月分から	11 月分から
	10 月分まで	5 月分まで
54,700 円	23,200 円	31,500 円

異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
28日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う

※○○市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は　　月分で納入する
(　　月　　日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者

所在地	嘉手納町字屋良△△番地△
フリガナ	カデナセッケイ
名称	嘉手納設計　株式会社　(印)
個人番号又は法人番号	

連絡者

係	総務部
氏名	屋良　昇
TEL	(　098　) 957 － ○○○○　(内線)

月割額　4,500　円を　11　月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年　カ月

一括徴収しない場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他　　理由(　　)

ご注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。